

株 主 各 位

(証券コード 3845)
2019年6月10日

福岡市博多区博多駅東二丁目5番28号
株式会社アイフリークモバイル
代表取締役社長 上原 彩美

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 開 催 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
 （受付開始は午前9時30分を予定しております。）
2. 開 催 場 所 福岡県福岡市博多区博多駅中央街五丁目14 福さ屋本社ビル 3階
 T K P ガーデンシティ博多新幹線口
 ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照い
 ただき、お間違いのないようにお越しください。
3. 目 的 事 項
 報 告 事 項
 第19期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類及
 び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果
 報告の件
 決 議 事 項
 第1号議案 定款一部変更の件
 第2号議案 取締役3名選任の件
 第3号議案 監査役1名選任の件

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、各議案に賛否の意思表示がない場合には、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 本招集ご通知に際してご提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.i-freek.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載の「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」も含まれております。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト (<http://www.i-freek.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

議決権のご行使には以下の2つの方法がございます。

< 株主総会への出席による議決権行使 >



同封の議決権行使書用紙を会場受付に提出してください。

< 書面（郵送）による議決権行使 >



同封の議決権行使書用紙に、議案に対する賛否をご表示のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後6時30分までに到着するようご投函ください。

※ご返送の際には、同封の保護シールをご貼付ください。

(添付書類)

事業報告 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策の効果もあり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行きなど海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響など、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、当社の事業、強みを集結し、更なる収益性向上に向けて、今まで培ったモバイルコンテンツ事業のノウハウを活用した、チャットにウォレット機能を搭載したアプリChallet（チャレット）を主軸とした新たな事業への転換を進めてまいりました。また、当社の現預金資産を有効活用し、販売費及び一般管理費の中で大きな割合を占める事務所賃借料の削減を図るため本社の移転を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,187,480千円、営業損失は355,191千円、経常損失は355,071千円、親会社株主に帰属する当期純損失は477,167千円となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

<モバイルコンテンツ事業>

モバイルコンテンツ事業におきましては、『デココレ』『photodeco+』では、「パディントン」や「いーすとけん。」や「ヤッターマン」の限定コンテンツ配信など、有名ライセンスとのコラボレーションを行い、新規利用と継続利用促進の施策をいたしました。また、これまで行ってきた販路拡大の取り組みの一環として、当社オリジナルキャラクターの「ぱんだっち」と国内男子プロバスケットボールリーグ「B.LEAGUE（Bリーグ）」のチームであるライジングゼファーフクオカとのコラボぬいぐるみ人形の発売を行いました。一方で継続して業務の効率化を進めており、第1四半期より実施している既存サービスの見直し・精査の結果として、無料スタンプ配信アプリ「stapa!」の提供終了を決定いたしました。

また、『森のえほん館』『なないろえほんの国』（電子絵本）では、交互に毎週1冊ずつ新作絵本の配信を行いました。さらに、シリーズ累計1,600万ダウンロードを超えた子育てサポートアプリ「Ghost Call～鬼から電話DX～」と『森のえほん館』のキャラクター「リストくん」と、大人気のキャラクター「桃太郎」が期間限定でコラボレーションを

招集
ご通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

行い、相互送客施策を実施いたしました。

これらの結果、モバイルコンテンツ事業の売上高は372,871千円、セグメント利益は52,633千円となりました。

<コンテンツクリエイターサービス（CCS）事業>

CCS事業におきましては、市場の慢性的なIT人材不足により活況となっております。当社は引き続きクリエイタースタッフを市場ニーズに即したエンジニアに育成するため、技術向上・育成に注力し教育体制の強化を継続して進めてまいりました。具体的には講師を採用し教育環境を整備、且つこれまでも行ってきたクリエイタースタッフが自社コンテンツや受注業務に携わり、実践を通して経験を積むことにより、スピーディーに技術の習得が行える施策を行いました。一方、クリエイタースタッフの採用難易度の高まりは当社にとって依然として厳しい状況が続いております。

これらの結果、CCS事業の売上高は799,814千円、セグメント利益は43,125千円となりました。

<IP事業>

IP事業におきましては、購入型クラウドファンディングサイト『ミライッポ startup IPO』で、4件のプロジェクトを公開し、全て目標支援額を達成いたしました。「【限定モデル先行予約販売】心拍センサー付きスポーツウェアであなただのスポーツライフが変わる」プロジェクトは、公開から3時間半で目標額200%支援金総額11,700千円を集め達成いたしました。また、チャットにウォレット機能を搭載したアプリ「Challet」のiOS版をリリースいたしました。さらに、Challetを企業の要望に応じてカスタマイズするチャットソリューション第1弾の提供として、キャッシュレス無人コンビニの専用アプリ「ロボットマートチャレット」を配信いたしました。

また、連結子会社である株式会社アイフリークサンタファンドを主催としてシンガポール共和国で行っていた、尾田栄一郎著作の『ONE PIECE』の展覧会「Eiichiro Oda presents Hello, ONE PIECE Luffy is here!」及び、漫画『ONE PIECE』の世界観に入り込んだような体験を楽しめるリアル脱出ゲーム「ONE PIECE PUZZLE HUNT」が無事閉幕をいたしました。

これらの結果、IP事業の売上高は、14,794千円、セグメント損失は220,709千円となりました。

（注）製品名及びサービス名は商標又は登録商標です。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は29,990千円となりました。その主な内容は、当社本店移転、当社及び子会社の営業所開設に伴う建物附属設備の増加（15,165千円）、パソコン等機器の購入による工具、器具及び備品の増加（14,824千円）であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、当連結会計年度におきまして、第三者割当による新株式の発行により243,200千円、新株予約権の権利行使による新株式の発行により200,020千円、総額で443,220千円の資金調達を行いました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2018年12月25日付けで、リアルタイムアニバーサリー株式会社（現 株式会社アイフリークスマイルズ）及び株式会社フリーの株式を取得し、完全子会社としました。

招集
ご
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2016年3月期)	第17期 (2017年3月期)	第18期 (2018年3月期)	第19期 (2019年3月期)
売 上 高 (千円)	620,648	—	—	1,187,480
経 常 損 失 (△) (千円)	△6,926	—	—	△355,071
親会社株主に帰属する当期 純 損 失 (△) (千円)	△9,540	—	—	△477,167
1 株当たり当期純損失(△) (円)	△0.81	—	—	△30.12
総 資 産 (千円)	522,503	—	—	699,339
純 資 産 (千円)	73,070	—	—	382,927
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	6.05	—	—	23.46

- (注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産の銭単位未満は四捨五入して表示しております。
3. 第17期(2017年3月期)及び第18期(2018年3月期)については、連結子会社が存在しないため連結計算書類を作成しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第16期 (2016年3月期)	第17期 (2017年3月期)	第18期 (2018年3月期)	第19期 (2019年3月期)
売 上 高 (千円)	512,469	707,447	904,121	986,406
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△6,164	4,263	△31,586	△360,743
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△97,296	1,233	△33,837	△486,331
1株当たり当期純利益又は1 株当たり当期純損失(△) (円)	△8.27	0.10	△2.41	△30.70
総 資 産 (千円)	522,503	722,525	667,991	639,277
純 資 産 (千円)	73,070	329,215	405,858	374,174
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	6.05	24.04	28.11	22.91

- (注) 1. 千円未満は切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産の銭単位未満は四捨五入して表示しております。
3. 当社は2015年7月1日付けで当時、当社の連結子会社でありました株式会社アイフリークモバイルを吸収合併したことにより、事業会社体制へ移行しております。第16期(2016年3月期)以降の当社の財産及び損益の状況は、事業会社体制移行後の株式会社アイフリークモバイルの実績となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイフリークGAMES	12,000千円	100%	ゲームクリエイター事業、SES事業
株式会社アイフリークサンタファンド	1,000千円	100%	コンテンツファンドへの投資及び運用
株式会社アイフリークスマイルズ	24,900千円	100%	IT 事務、SE サポート、OA サポート、web デザイン、キャラクターデザイン事業等
株式会社フリー	1,000千円	100%	知育アプリの企画、開発、運用及び販売

- (注) 1. 当連結会計年度において株式会社アイフリークGAMES及び株式会社アイフリークサンタファンドは、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。
2. 2018年12月25日にリアルタイムアニバーサリー株式会社(現 株式会社アイフリークスマイルズ)の全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。
3. 2018年12月25日に株式会社フリーの全株式を取得し、同社を連結子会社といたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(4) 対処すべき課題

当社は、モバイルコンテンツや電子絵本のサービスを提供する「モバイルコンテンツ事業」、ウェブコンテンツ制作やシステム開発の受託事業及び派遣事業を行う「コンテンツクリエイターサービス事業」及び、購入型クラウドファンディングサイトとして「ミライッポ startupIPO」の運営や知的財産権の管理、利用、販売等の事業を行う「IP事業」の3事業において、各種サービスを展開してまいりました。それぞれの事業を基に当社が営業利益を確保するために、以下の項目に対処すべき課題として認識しております。

<モバイルコンテンツ事業>

① コンテンツユーザー数の拡大と継続利用促進

モバイルコンテンツ事業が持続的に成長するためには、サービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していく必要があります。そのため、効果的な広告宣伝を実施し、サービスの知名度を向上させ、より多くのユーザーに利用してもらえる施策を実施することでユーザー数の拡大に努めてまいります。また、既存ユーザーに対してもそのコンテンツ力を高め、質の高いサービスを提供することにより、継続的に当社サービスを利用していただけるよう努めてまいります。

② デジタルコンテンツ資産の有効活用

当社は、これまでのモバイルコンテンツの運営を通じて、当社がライセンスを保有する質の高いデジタルコンテンツを確保してまいりました。今後は、これらのコンテンツ資産を、当社の事業に有効活用することが重要であると認識しております。

③ 顧客満足度の向上

当社のカスタマーサポートは、会員一人一人のニーズを聴き、継続して利用してもらうための接点として、日々お客様のニーズを吸い上げております。その対応を一層充実、強化するため、当社ではカスタマーサポート専任者と事業部との連携強化を進め、会員一人一人のニーズを当社全体で解決していける体制を整えてまいります。

④ 新技術への対応

モバイルコンテンツ業界においては、技術革新が絶え間なく行われております。当社は、これまでも、スマートフォン、タブレットのサービスにおける新技術に先進的に対応してまいりましたが、今後も、新たなサービスが今まで以上に普及する際には、更なる技術への対応が求められます。そのため、今後も先進的な技術への対応を進めてまいります。

⑤ システムの安定的な稼働

当社のサービスは、通信回線を活用した事業を展開しており、ユーザーへのサービス提供においては、安定的にシステムを運用していくことが重要であり、不具合等が発生した際には、迅速に対応する必要があると認識しております。

＜コンテンツクリエイターサービス（CCS）事業＞

① 人材の確保及びサポート体制の充実

労働人口の減少が進行する中、クリエイタースタッフの確保が重要であり、業務上必要とされるクリエイタースタッフの雇用ができない場合、円滑なサービスの提供や積極的な受注活動が阻害され、業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、定期的にクリエイタースタッフの募集・採用を図り、コミュニケーションも強化することで、クリエイタースタッフの満足度を高める制度・体制の整備を続け、クリエイタースタッフの定着率の更なる向上を図ってまいります。

② 営業体制の強化

CCS事業の継続的な成長には、既存取引関係の維持強化とあわせ、顧客の新たなニーズを引き出して常に新しい案件を開拓し続ける必要があります。そのため、取引先への迅速な対応ができる営業体制の強化を推進し、新規顧客開拓の強化などによる受注量の拡大を図り、顧客満足度の向上に努めてまいります。

③ 技術力の強化

当社は、クリエイタースタッフの技術力を向上させることが企業価値の源泉であると認識しております。そのため、クリエイタースタッフに対する入社研修、その後の定期研修を実施しております。また、研修内容を充実させることにより、クリエイタースタッフのキャリアチェンジを可能にし、多様化する顧客ニーズにあったサービス提供を図ってまいります。

④ 機密情報及び個人情報の漏洩の危険について

当社は、業務遂行において顧客企業の機密性の高い情報に触れる機会があるため、各種情報の漏洩や不正使用などの事態が生じた場合、損害賠償請求や社会的信用失墜等により当社業績に影響を与える可能性があります。そのため、情報セキュリティ規程を定め、適正な情報管理を行うための体制を整え、全社員を対象とした教育・研修を継続的に実施することにより情報管理レベルの向上に努めております。

(注) IP事業については2019年4月にコンテンツ事業（旧：モバイルコンテンツ事業）に吸収しました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

「モバイルコンテンツ事業」は、携帯電話やスマートフォン向けコンテンツの企画開発・配信を行っており、「コンテンツクリエイターサービス事業」は、ウェブコンテンツ制作やシステム開発の受託事業及び派遣事業を行っており、「IP事業」は、知的財産権の運用、管理、利用、販売等を行っております。

(6) 企業集団の主要な拠点等 (2019年3月31日現在)

①当社

本 店	福岡市博多区
東 京 支 店	東京都新宿区
築 地 オ フ ィ ス	東京都中央区

②子会社

株式会社アイフリークGAME S	本 店：福岡市博多区
	東京本社：東京都中央区
株式会社アイフリークスマイルズ	本 店：東京都新宿区
株 式 会 社 フ リ ー	本 店：東京都新宿区
株式会社アイフリークサンタファンド	本 店：東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数
モ バ イ ル コ ン テ ン ツ 事 業	19 (3) 名
C C S 事 業	250 (0) 名
I P 事 業	7 (2) 名
全 社 共 通	13 (1) 名
合 計	289 (6) 名

注1：使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 増 減 比
200名	50名減

- (注) 1. 使用人数は従業員数であり、臨時使用人（派遣社員、パート、アルバイト）及び当社から他社への出向者は含んでおりません。
2. 主に株式会社アイフリークGAMESへの事業譲渡に伴う転籍者の発生のため株式会社アイフリークモバイル単体では人員減となっております。

(8) 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社西日本シティ銀行	千円 100,000

(注) 借入額は、短期借入金の残高であります。

(9) その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

2. 会社の株式に関する事項（2019年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 36,336,000株
- (2) 発行済株式の総数 16,022,200株（自己株式300株を含む）
 （注）発行済株式の総数は、2018年4月16日を払込期日とする第三者割当増資による新株発行により950,000株、新株予約権の行使による新株発行により710,000株が増加しております。
- (3) 株主数 4,602名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
永田 浩一	2,110,000	13.17
ドリーム10号投資事業有限責任組合	745,000	4.65
長谷川 聡	560,665	3.50
株式会社ヴァスダックキャピタル	520,000	3.25
株式会社エムワイエヌ	469,900	2.93
居川 和広	306,000	1.91
松井証券株式会社	220,400	1.38
山下 博	207,100	1.29
永田 万里子	200,800	1.25
黒田 喜久	155,000	0.97

（注）1. 持株比率は自己株式（300株）を控除して計算しています。

- (5) その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要（2019年3月31日現在）

		第12回新株予約権
発行決議日		2014年4月28日
新株予約権の数		170個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 17,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権1個当たり 12,200円 (1株当たり 122円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 12,200円 (1株当たり 122円)
権利行使期間		自 2015年5月15日 至 2019年5月14日
新株予約権の主な行使条件		以下の注5をご覧ください
新株予約権の主な取得事由		以下の注6をご覧ください
役員の保有状況	取締役 (社外取締役除く)	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 1名

- (注) 1. 役員の保有状況の新株予約権の数及び人数については、就任前に付与されているものが含まれております。
2. 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$
- 調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。
- また、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他行使価額の調整を必要とするとき。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 3. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、122円とする。
- 4. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 5. 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権者は、2015年3月期、2016年3月期及び2017年3月期の各連結会計年度にかかる当社が提出した決算短信に記載される当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が次に掲げる条件を満たしている場合に、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - (a) 2015年3月期の営業利益が黒字化達成の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、1／3を2015年5月15日から2019年5月14日までの期間に行使することができる。
 - (b) 2016年3月期の営業利益が400百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、2／3を2016年5月15日から2019年5月14日までの期間に行使することができる。
 - (c) 2017年3月期の営業利益が400百万円以上の場合
新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、2／3を2017年5月15日から2019年5月14日までの期間に行使することができる。
 - ② 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間にいずれかの連続する5取引日において金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額の50%（1円未満の端数は切り捨てる。）を一度でも下回った場合、上記①の行使の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。
 - ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
 - ④ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

6. 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
7. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号に掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。
 - ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
 - ④ 新株予約権を行使することのできる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
 - ⑥ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
残存新株予約権の定めに準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

		第 14 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2017年10月10日
新株予約権の数		3,150個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 315,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新株予約権の行使時の払込金額		新株予約権1個当たり 28,100円 (1株当たり 281円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 28,100円 (1株当たり 281円)
権利行使期間		自 2018年4月1日 至 2021年3月31日
新株予約権の主な行使条件		以下の注3をご覧ください
新株予約権の主な取得事由		以下の注4をご覧ください
役員の保有状況	取締役 (社外取締役除く)	新株予約権の数 3,150個 目的となる株式数 315,000株 保有者数 1名

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本の額は、会社計算規則第17条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り下げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
3. 新株予約権者は、2018年 3 月及び2019年 3 月期の各事業年度にかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書）において、営業利益が次に掲げる条件を満たしている場合に、割当を受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - i) 2018年 3 月期の営業利益が黒字の場合
新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のうち、1 / 2 を2018年 3 月期有価証券報告書提出日から2021年 3 月31日までの期間に行使することができる。

- ii) 2019年3月期の営業利益が黒字の場合
 新株予約権者が割当を受けた本新株予約権の総数のうち、1/2を2019年3月期
 有価証券報告書提出日から2021年3月31日までの期間に行使することができる。
4. 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
5. 当社が吸収合併消滅会社となる、吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分
 割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交
 換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）
 を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に
 代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設
 立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「再編当事会
 社」という。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約
 権を交付するものとする。但し、下記の方針に従って再編当事会社の新株予約権を交付す
 る旨を組織再編行為に係る契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案し
 て合理的に調整する。なお調整後の1個未満の端数は切り捨てる。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編当事会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整するものとする。なお、調整後の1
 株未満の端数は切り上げる。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条
 件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的で
 ある再編成対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。なお、調整後の1円未
 満の端数は切り上げる。
- ⑤ その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件
 残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

- (2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	上 原 彩 美	(株)アイフリーク GAMES 代表取締役 (株)アイフリーク サンタ ファンド 代表取締役 (株)アイフリークスマイルズ 代表取締役 (株)フリー代表取締役
取 締 役	紀 伊 克 彦	管理部長 法務室長
取 締 役	吉 田 邦 臣	コンテンツクリエイターサービス事業部長 IP事業部長
取 締 役	鵜 崎 俊 也	テクタイト(株) 取締役 テクタイトフード&サービス(株) 取締役 (株)メディアフラッグ (現 インパクトホールディングス(株)) 社外監査役 クリーンデバイス・テクノロジー(株) 社外監査役
取 締 役	佐々木 吉 博	(株)フィルアップ 代表取締役 (株)フィルアップグローバルコミュニケーション 代表取締役 (株)クオンタムリレーション 取締役
常 勤 監 査 役	溝 田 吉 記	
監 査 役	橋 岡 宏 成	弁護士 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン 社外取締役 トレンダーズ(株) 社外監査役 (株)エー・ピーカンパニー 社外監査役
監 査 役	神 谷 善 昌	公認会計士、税理士 Cenxus Advisory(株) 代表取締役 監査法人東海会計社 代表社員 Cenxus税理士法人 代表社員 Abalance(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役 鵜崎 俊也氏、佐々木 吉博氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 橋岡 宏成氏、神谷 善昌氏、溝田 吉記氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 神谷 善昌氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役 鵜崎 俊也氏、佐々木 吉博氏、監査役 橋岡 宏成氏、神谷 善昌氏、溝田 吉記氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、社外取締役及び各監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款の規定に基づき当社が責任限定契約を締結した社外取締役及び各監査役の氏名及び責任限定契約における内容の概要は、当該役員が、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償を負うものとするものであります。なお、当社は、各社外取締役及び各監査役との間で当該契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2名)	29,472千円 (4,800千円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	9,399千円 (7,200千円)
合 計	10名	38,871千円

- (注) 1. 上表には、2018年6月27日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
3. 2006年6月30日開催の第6期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額170,000千円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 鴛崎 俊也氏は、テクタイト(株)、テクタイトフード&サービス(株)の取締役であり、インパクトホールディングス(株)、クリーンデバイス・テクノロジー(株)の社外監査役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

取締役 佐々木 吉博氏は、(株)フィルアップ、(株)フィルアップグローバルコミュニケーションの代表取締役であり、(株)クオンタムリレーションの取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

監査役 橋岡 宏成氏は、(株)ゴルフダイジェスト・オンラインの社外取締役であり、トレンダーズ(株)、(株)エー・ピーカンパニーの社外監査役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

監査役 神谷 善昌氏は、Cenxus Advisory(株)の代表取締役であり、監査法人東海会計社、Cenxus税理士法人の代表社員、Abalance(株)の社外取締役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	鍋崎 俊也	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、経営者としての観点及び高い見識に基づき発言を行っております。
取締役	佐々木 吉博	当事業年度に開催された取締役会の85％以上に出席し、経営者としての観点及び高い見識に基づき発言を行っております。
監査役	溝田 吉記	当事業年度に開催された取締役会の91％以上に出席、監査役会には全て出席いただいております。いずれにおいても経営者としての観点及び高い見識に基づき発言を行っております。
監査役	橋岡 宏成	当事業年度に開催された取締役会の96％以上に出席、監査役会には全て出席いただいております。いずれにおいても主に弁護士としての専門的見地から、法律上検討を要する点を中心に、当社の「コンプライアンス体制の構築・維持」について発言を行っております。
監査役	神谷 善昌	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、公認会計士・税理士として会計及び税務における高度な専門的知識と豊富な経験から、重要な会計・税務の処理について発言を行っております。

(注) 上記の取締役会開催のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が14回ありました。

③ 上記記載内容に関する社外役員の意見
該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人アヴァンティア

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本公認会計士協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額としております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備の概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社グループは、取締役及び従業員が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス行動規範を制定し、当社グループの役員及び従業員にコンプライアンス教育・研修等を実施して周知徹底を図り、法令、定款及び社会倫理規範の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
 - 2) 代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設け、内部監査室が内部監査を定期的を実施することで、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行われていることを検証し、代表取締役社長に報告を行い、代表取締役社長は改善の指示を行う。
 - 3) 当社グループは、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な対応のため、内部通報体制を整備、運用を行う。
 - 4) 監査役は、法令遵守体制及び内部通報体制の整備又は運用状況に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 法令及び文書管理規程等に従い、取締役及び従業員の職務に関する情報を文書化（電磁的記録を含む。）し、保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。
 - 2) 個人情報については、個人情報保護規程を制定して、法令及び個人情報保護規程に基づき厳重に管理する。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 当社グループでは、損失の危険の管理として、内部監査規程を制定し、内部監査室は、内部監査規程に基づき、リスクマップ及び内部統制の重要性に応じて、内部監査方針並びに監査実施計画を立案し、代表取締役社長の承認のもと監査を実施する。内部監査室の監査により法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事実が発見された場合には、直ちに発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について代表取締役社長に報告する。

- 2) 当社グループでは、自然災害、事故、犯罪、その他経営に関わる重要な事実に係る緊急事態に対しては、緊急事態対策規程に基づき、迅速な対応を行い、被害の拡大を防止する。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標及び年間予算を決定し、その経営目標を各部門に配分し、その達成状況を定期的に検証することにより、業務の効率化を図る。
 - 2) 定例の取締役会を原則月1回以上開催し、月次決算報告及び予算実績対比報告を行い、併せて重要事項の決定を行う。また、必要に応じて適時臨時取締役会も開催し、機動的な意思決定を行う。
 - 3) 業務執行については、職務権限規程、職務分掌規程、稟議決裁規程等を策定し、各人の責任と権限を明確にしている。
 - 4) 職務執行の機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- ⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社グループは、業務の適正を確保するため、グループ各社にも適用される「コンプライアンス行動規範」を定め、企業倫理及び法令順守体制の浸透・定着を図る。
 - 2) グループ各社の経営については、グループ各社の代表者を集め、当社方針を伝達すると共に、取締役会や経営会議において、定期的にグループ各社の経営状況や業務の適正が確保されていることを確認する。なお、各社の自主性を尊重する一方で、適正かつ効率的なグループ経営を実践するため、一定の重要事項について当社への報告・承認を求める等、関係会社管理規程に従い、管理・監督を行う。
 - 3) 内部監査室は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役、監査役、執行役員及び監査対象の組織責任者に結果報告すると共に、その概要を定期的に取締役会へ報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置する。なお、監査役補助を兼任する従業員は、監査役の職務を優先するものとする。
 - 2) 監査役の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 取締役及び従業員は、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況その他監査役が報告すべきものと定めた事項を遅滞、遺漏なく報告する。
 - 2) 常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び従業員から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言又は勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができる。
 - 3) 当社グループは、監査役への報告及び内部通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は取締役会を始めとした当社の重要な会議に出席し、取締役会の職務遂行に対して監査を行い、稟議書その他業務遂行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に対して個別に説明を求めることができる。
 - 2) 監査役は代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で必要に応じ意見交換を行い、また、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 3) 監査役の職務執行について生じる費用については予算化し、その他、監査役が、職務の執行に関して生ずる費用等の前払又は償還を請求した場合は、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに応じるものとする。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 1) 基本的な考え方として、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係等一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応する。
 - 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況として、反社会的勢力による不当要求に備え、平素より顧問弁護士、警察等の外部専門機関との連携を強化して、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行う。
- ⑩ 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制
- 当社グループは、財務報告における記載内容の適正性を確保するため、代表取締役社長の指示の下、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行う。また、取締役会は、内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

- ・取締役会を定期開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ・監査役会を適時開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行いました。
- ・内部監査を実施し、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行われていることを検証いたしました。
- ・重要文書については、法令及び社内規程に基づき主管部署において適切に保存・管理されていました。
- ・関係会社管理規程に基づき、グループ会社毎に主管部署を定め、当該主管部署を通じて適切かつ実効的なグループ会社管理が行われていました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	669,613	流 動 負 債	306,798
現 金 及 び 預 金	383,093	買 掛 金	13,176
売 掛 金	237,768	短 期 借 入 金	100,000
仕 掛 品	8,522	未 払 金	73,698
未 収 入 金	25,938	未 払 費 用	79,652
前 払 費 用	14,496	未 払 法 人 税 等	10,872
貸 倒 引 当 金	△207	未 払 消 費 税 等	13,308
固 定 資 産	29,725	前 受 収 益	2,352
有 形 固 定 資 産	390	預 り 金	13,739
工 具 、 器 具 及 び 備 品	390	固 定 負 債	9,612
投 資 そ の 他 の 資 産	29,334	繰 延 税 金 負 債	2,089
敷 金	27,890	資 産 除 去 債 務	7,522
長 期 前 払 費 用	1,444	負 債 合 計	316,411
破 産 更 生 債 権 等	43,397	純 資 産 の 部	
貸 倒 引 当 金	△43,397	株 主 資 本	375,797
資 産 合 計	699,339	資 本 金	1,058,598
		資 本 剰 余 金	1,058,604
		利 益 剰 余 金	△1,741,371
		自 己 株 式	△34
		新 株 予 約 権	7,130
		純 資 産 合 計	382,927
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	699,339

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		1,187,480
売 上 原 価		844,855
売 上 総 利 益		342,625
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		697,817
営 業 損 失 (△)		△355,191
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
業 務 受 託 料	903	
そ の 他	599	1,507
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,106	
そ の 他	280	1,387
経 常 損 失 (△)		△355,071
特 別 損 失		
事 務 所 移 転 費 用	3,357	
固 定 資 産 除 却 損	1,431	
減 損 損 失	85,942	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	5,855	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	5,505	
特 別 退 職 金	13,775	115,868
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△470,940
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,964	
法 人 税 等 調 整 額	1,262	6,226
当 期 純 損 失 (△)		△477,167
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△477,167

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	548,569	流 動 負 債	255,490
現 金 及 び 預 金	316,491	買 掛 金	13,176
売 掛 金	176,145	短 期 借 入 金	100,000
仕 掛 品	2,511	未 払 金	62,103
短 期 貸 付 金	22,528	未 払 費 用	56,118
未 収 入 金	26,836	未 払 法 人 税 等	9,237
前 払 費 用	14,069	未 払 消 費 税 等	1,620
貸 倒 引 当 金	△10,012	前 受 収 益	2,352
		預 り 金	10,881
固 定 資 産	90,707	固 定 負 債	9,612
投 資 そ の 他 の 資 産	90,707	繰 延 税 金 負 債	2,089
関 係 会 社 株 式	50,165	資 産 除 去 債 務	7,522
関係会社匿名組合出資金	11,206	負 債 合 計	265,102
敷 金	27,890	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	1,444	株 主 資 本	367,043
破 産 更 生 債 権 等	43,397	資 本 金	1,058,598
貸 倒 引 当 金	△43,397	資 本 剰 余 金	1,058,604
資 産 合 計	639,277	資 本 準 備 金	1,048,598
		そ の 他 資 本 剰 余 金	10,005
		利 益 剰 余 金	△1,750,124
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,750,124
		繰 越 利 益 剰 余 金	△1,750,124
		自 己 株 式	△34
		新 株 予 約 権	7,130
		純 資 産 合 計	374,174
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	639,277

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		986,406
売 上 原 価		713,492
売 上 総 利 益		272,913
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		499,459
営 業 損 失 (△)		△226,545
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	319	
業 務 受 託 料	746	
そ の 他	439	1,505
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,110	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	9,718	
匿 名 組 合 投 資 損 失	124,793	
そ の 他	81	135,703
経 常 損 失 (△)		△360,743
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	1,000	1,000
特 別 損 失		
事 務 所 移 転 費 用	3,357	
減 損 損 失	33,734	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	65,604	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	5,505	
特 別 退 職 金	13,775	121,977
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△481,720
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,349	
法 人 税 等 調 整 額	1,262	4,611
当 期 純 損 失 (△)		△486,331

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社アイフリーク モバイル
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 木村 直人 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 藤田 憲三 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイフリークモバイルの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフリークモバイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社アイフリーク モバイル
取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員 公認会計士 木村 直人 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 藤田 憲三 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイフリークモバイルの2018年4月1日から2019年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め、全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

株式会社アイフリーク モバイル 監査役会

常勤監査役	溝田 吉記	㊞
社外監査役	橋岡 宏成	㊞
社外監査役	神谷 善昌	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社及び当社子会社の事業内容の拡大並びに今後の事業展開に備えるため、現行定款第3条（本店の所在地）について、2019年10月1日より福岡市から東京都新宿区へ移転するための変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所）

現行定款	変更案
第1条～第2条（条文省略）	第1条～第2条（現行どおり）
（本店の所在地）	（本店の所在地）
第3条 当社は本店を、 <u>福岡市</u> に置く。	第3条 当社は本店を、 <u>東京都新宿区</u> に置く。
第4条～第50条（条文省略）	第4条～第50条（現行どおり）
（新 設）	附則
	第3条（本店の所在地）の変更は、2019年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。
	なお、本附則は、当該効力発生日の経過をもって削除するものとする。

招集
ご通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主総会参考書類

第2号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（5名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう2名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
1	うえはら あやみ 上原 彩美 (1984年12月26日)	2004年12月 リアルタイムメディア(株) 設立 代表取締役社長就任 (現取締役) 2013年 4 月 リアルタイムアニバーサリー(株) (現 (株)アイフリークスマイルズ) 代表取締役社長就任 (現取締役) 2013年 4 月 リアルタイムカーネル(株) 代表取締役社長就任 (現取締役) 2013年 7 月 リアルタイムコンバート (株) 設立 (現 E S コンバート (株)) 代表取締役社長就任 (現取締役) 2014年 4 月 リアルタイムエクスプローラー (株) 設立 代表取締役社長就任 (現取締役) 2014年 5 月 ファンレボ(株) 取締役就任 (現任) 2016年 6 月 当社 代表取締役社長就任 (現任) 2017年11月 (株)アイフリーク GAMES 代表取締役社長就任 (現任) 2017年12月 合同会社アイフリーク サンタ ファンド 代表就任 (現 (株)アイフリーク サンタ ファンド) (現任)	70,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
2	よしだ くにのみ 吉田 邦臣 (1976年11月12日)	2000年 4 月 防衛庁航空自衛隊 入隊 2005年 3 月 有限会社太田貿易 入社 2006年 3 月 (株)ヴァスダックジャパン (現 (株)ヴァスダックインターバンクシステム) 入社 2010年 8 月 (株)ヴァスダックセキュリティ (現 (株)ヴァスダックペイメントシステム) 代表取締役 就任 (現取締役) 2013年 2 月 (株)セキュアイノベーション 代表取締役 就任 (現取締役) 2013年 7 月 (株)セキュアサステーン 代表取締役 就任 (現取締役) 2014年 2 月 (株)セキュアカーネル 代表取締役 就任 (現取締役) 2015年 5 月 (株)V S E C U R E 代表取締役 就任 (現取締役) 2016年 9 月 (株)ウェアラブル 取締役 就任 (現任) 2017年 4 月 当社 入社 2017年 6 月 当社 取締役 就任 (現任) 2017年 5 月 (株)セキュアインフラストラクチャー 取締役 就任 (現任) 2017年10月 当社 コンテンツクリエイターサービス 事業部長 (現任) 2018年 4 月 当社 I P 事業部長 2019年 4 月 当社 コンテンツエンジニアサービス 事業部長 (現任)	15,000株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当社株式の数
3	と き ぎ と し や 鵜 崎 俊 也 (1959年3月20日)	1999年12月 A & F アウトソーシング(株) (現 テクタイト フード&サービス(株)) 代表取締役 2003年 6 月 レキシシージャパン(株) 監査役 2004年 2 月 ハンザテック(株) 取締役 2005年 4 月 リトルネロ(株) 取締役 2005年 5 月 (株)フィールドサーブジャパン 取締役 2005年 8 月 S R B T e c h(株) 取締役 2005年12月 J P(株) 監査役 2005年12月 (株)NTマイクロシステムズ 監査役 2006年 6 月 (株)ビースタイル 監査役 2006年12月 富士管財(株) 取締役 2007年 6 月 (株)バルクホールディングス 監査役 2008年 1 月 テクタイト(株) 取締役 (現任) 2009年 6 月 当社 社外監査役 2012年 1 月 テクタイトフード&サービス(株) 取締役 (現任) 2014年 6 月 当社 社外取締役 (現任) 2016年 3 月 (株)メディアフラッグ (現 インパクトホー ルディングス(株)) 社外取締役 (現監査 役) 2018年12月 クリーンデバイス・テクノロジー(株) 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) テクタイト(株) 取締役 テクタイトフード&サービス(株) 取締役 (株)メディアフラッグ 社外監査役 クリーンデバイス・テクノロジー(株) 社外 監査役	8,281株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者 鵜崎 俊也氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
(1) 社外取締役候補者とした理由
鵜崎 俊也氏は、取締役及び監査役として活躍されてきたご経験を持ち、会社経営での
目線で、当社の経営全般に関して独立した立場からの確かな助言、厳しいご指摘をいただ
けるものと考え、社外取締役としての職務を適正に遂行いただけるものと判断したためであ
ります。
(2) 就任からの年数
鵜崎 俊也氏は、現在当社の社外取締役ですが、社外取締役又は社外監査役としての在
任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
(3) 社外取締役の責任限定契約
当社は鵜崎 俊也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1
項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する
契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する
予定です。
4. 当社は鵜崎 俊也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役橋岡 宏成氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)		所 有 す る 当社の株式数
さくら い みつまさ 櫻井 光政 (1954年8月9日)	1977年3月 1982年4月 1987年1月 2007年4月 2019年4月	中央大学法学部卒業 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 桜井光政法律事務所（現：桜丘法律事務所） 開設 第二東京弁護士会 副会長 日本弁護士連合会弁護士推薦委員会副委員長 (現任)	0株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 櫻井 光政氏の選任が承認された場合は、監査役としての任期は、前任者の任期を引き継ぐため、本総会終結の時より3年となります。
3. 櫻井 光政氏を監査役候補者とした理由は、会社の経営に関与されたことはありませんが、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 当社は、櫻井 光政氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条の第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額となります。
5. 櫻井 光政氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

メ 毛

[illegible]

メ 毛

[illegible]

株主総会会場ご案内図

会場：福岡県福岡市博多区博多駅中央街五丁目14 福さ屋本社ビル 3階
T K P ガーデンシティ博多新幹線口
TEL 092-432-7250（総合窓口）



<交通手段>

J R 鹿児島本線 博多駅 / 福岡市地下鉄空港線 博多駅
「博多駅 筑紫口」より徒歩1分